

横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032  
東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST  
TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

“ Win Win World ”



SUパートナーズ税理士法人

## 平成 23 年度税制改正大綱(法人税編)

平成 23 年度税制改正大綱が先月 16 日閣議決定されました。今回の税制改正の大きな目玉はニュースでも報道されていましたが、法人税率の引き下げと高所得者の税負担の増大です。

今月の SU レターは、この 2 つの改正を紹介します。まず、法人税編です。

法人税率は、地方税も含めて 5% 軽減され、平成 23 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用とされました。この法人税率の引き下げの見返りに、法人税の課税所得の範囲が拡大されています。

まず、欠損金の繰越控除について改正が予定されています。現行は、過年度に発生した欠損金は無条件に当期の所得から全額控除できましたが、平成 23 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からは、当期の所得の 80% までしか欠損金の控除ができませんこととなります。つまり、過去の欠損金が残っていたとしても当期の所得の 20% は課税されてしまうということです。

そのため、改正後に資産の売却など大幅な所得が予想できる場合は、単年度では税額の納付をする必要がありますので、事前のタックスプランニングが必要となる場合もあるでしょう。なお、この制度の緩和措置として欠損金の繰越期間が 7 年から 9 年に延長されています。

また、減価償却費も減少します。平成 23 年 4 月 1 日以降に取得する資産に適用される定率法の償却率が、現行の 80% となります。つまり、減価償却費が現行より 20% 減少します。

その他、貸倒引当金や寄付金の損金算入限度額も削減されます。

一方、中小法人等（資本金 1 億円以下の中小企業で大企業の子会社等は除く。）は、欠損金の繰越控除限度額や貸倒引当金の縮減の改正は行われず、法人税率の軽減や、欠損金の繰越期間が 9 年に延長される予定のため、大法人に比べて中小法人等是有利な改正になると思われれます。

この改正が実現すると中小法人等と大法人との間の税負担の差が益々広がるでしょう。

## 平成 23 年度税制改正大綱(所得税・相続税編)

上記に引き続き平成 23 年度税制改正の説明です。今回は高所得者の税負担の増大編です。

法人税率の引き下げの財源として、高所得者の税負担が増大されます。内容は、次のような所得税と相続税の改正になります。

< 所得税 >

- 給与収入 1,500 万円超→給与所得控除が 245 万円で固定
- 法人の役員や国家公務員等
  - ・給与収入 2,000 万円超→給与所得控除が 245 万円から段階的に削減
  - ・給与収入 4,000 万円超→給与所得控除が 125 万円で固定
- 成年扶養控除(扶養親族が 23 歳から 69 歳)
  - ・給与収入 568 万円超→段階的に控除を縮減
  - ・給与収入 689 万円以上→控除を廃止

(65 歳以上の高齢者、学生、障害者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族については、引き続き控除の対象となります。)

< 相続税 >

- 基礎控除の 40% 削減→改正後「3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数」
- 最高税率を 55% に引き上げ

内容を見ますと、必ずしも高所得者に限らず中所得者にとっても増税になる要素がありますので、個人課税は増税の方針と考えられます。